

## 各計画への意見を募集します

▷問い合わせ先＝各計画の担当課まで問い合わせください。

### ■第3期大船渡市地域福祉計画

#### ■大船渡市再犯防止推進計画

#### ■大船渡市成年後見制度利用促進計画

▷目的＝さらなる地域福祉を推進するため  
▷意見の募集期間＝1月13日(金)～1月27日(金)  
▷担当課＝地域福祉課(☎内線139/☎262299)  
【Eメール】ofu\_fukushi@city.ofunato.iwate.jp

### ■第3次大船渡市環境基本計画

▷目的＝環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため。

▷意見の募集期間＝1月13日(金)～1月27日(金)  
▷担当課  
市民環境課環境衛生係(☎内線126/☎213118)  
【Eメール】ofu\_simin@city.ofunato.iwate.jp

### ■大船渡市地域防災計画

▷目的＝市の防災対策の充実を図るため  
▷意見の募集期間＝1月13日(金)～1月27日(金)

▷担当課＝防災管理室(☎内線239/☎264477)  
【Eメール】ofu\_bousai@city.ofunato.iwate.jp

### 意見の募集に対する共通事項

- ▷対象＝市内に在住、通勤、通学している人、または事業所などを有する人  
▷資料の閲覧場所＝市ホームページ、市役所本庁舎(正面玄関付近)、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所、リアスホール、カメラアホール、市総合福祉センター、市立博物館  
▷意見の提出方法＝①住所②氏名③電話番号を明記し、次のいずれかの方法で提出ください。  
●担当課へ直接持参、●資料閲覧場所にある市民提言箱への投函、●郵送【郵便番号を〒022-8501とし、各担当課あてに郵送(住所の記載は不要)】、●ファクス、●Eメール  
▷意見の取り扱い＝提出された意見について個別の回答は行いません。また、個人情報を除いて公表する場合があります。

## 水道メーター検針員を募集します

▷問い合わせ先＝簡易水道事業所(☎内線207)

▷業務内容＝ハンディターミナル(携帯型検針情報記録等装置)を使用し、原則毎月4日から10日までの間に、以下の区域に設置されている水道メーターを検針します。

【三陸町綾里字小路、打越、八ヶ森、石浜、港、岩崎、清水、熊之入、野形、坂本、赤崎町字合足地区】

▷件数＝約560件

▷募集人員＝1名

▷応募資格＝以下の1、2をどちらも満たす人

1 令和5年4月1日現在、市内在住の18～68歳の人

2 介助などが不要で一人で業務実施が可能な人

▷契約期間＝令和5年4月1日～令和6年3月31日(更新する場合があります)

▷報酬＝毎年度の積算により異なります。  
※令和4年度の単価は、99円/件(税抜)です。

▷応募方法＝履歴書をご提出ください。

▷応募締切日＝2月3日(金)

▷選考方法＝書類審査の後、面接を行い、採用者を決定します。採否は応募者全員にお知らせします。面接の日程は後日連絡します。

▷その他

- ・交通手段は、検針員自身で手配してください。
- ・市で日本水道協会個人委託員等傷害保険に加入します。

## 水道管の凍結にご注意ください

▷問い合わせ先＝水道事業所(☎内線174)/簡易水道事業所(☎内線207)

冷え込みが厳しくなるこの時期は、例年、水道管の凍結事故が多発しています。

旅行などでしばらく水道を使用しないときや、真冬が続くときなどは、凍結防止のため、次の点などに注意ください。

### ■「水抜き栓」の活用

「水抜き栓」は、水道管を凍結させないように水道管の水を抜くための装置です。

電動式とハンドル式がありますので、普段から水抜き栓の設置場所と、動作の確認をしておきましょう。

### ■水道管の保温

露出している水道管は、保温材や布類を巻いて防寒し、その上から水にぬれないようにビニールテープを巻いてください。保温材は、ホームセンターなどで購入できます。

### ■水道が凍結したら・・・

露出している水道管や蛇口にタオルを巻き付け、その上から「ぬるま湯」をゆっくりかけてください。



※熱湯を蛇口などに直接かけたり、直火をあてたりすると、破裂や火災の危険があります。余熱を利用するため、タオルは必ず巻き付け、保温材は取り外してください。

### ■水道が破裂したら・・・

水抜き栓を閉め、応急処置としてタオルを巻き付け、市指定の給水装置工事業者に修理を依頼してください。

また、温水器や給湯器(ポイラー)などの修理は、購入した業者に直接依頼してください。

## 市営丸森墓園および長谷堂墓地の使用者を募集します

▷申込先・問い合わせ先＝市民環境課環境衛生係(☎内線124、125)

丸森墓園および長谷堂墓地の空き区画について、使用者を募集します。

▷募集区画＝下表のとおり

▷使用料・管理料など＝下表のとおり

▷申し込みできる人＝次の条件を全て満たす人

- ①市内に住所を有する人
- ②2年以内に墓標などを整備できる人
- ③現在、丸森墓園および長谷堂墓地を使用していない世帯の人

### ■丸森墓園

区画番号	面積	使用料	管理料(年間)
第2区D-1号	6㎡	27,000円	1,200円
第2区D-2号	6㎡	27,000円	1,200円
第2区E-7号	6㎡	27,000円	1,200円
第3区A-12号	4㎡	16,000円	800円
第3区D-9号	4㎡	16,000円	800円
第3区E-6号	6㎡	27,000円	1,200円
第6区A-6号	20㎡	130,000円	4,000円
第6区B-4号	12㎡	66,000円	2,400円
第6区B-8号	12㎡	66,000円	2,400円
第8区C-5号	4㎡	16,000円	800円
第8区C-8号	4㎡	16,000円	800円

▷申込方法＝運転免許証、マイナンバーカード、保険証など、現住所を確認できるものを持参し、市民環境課の窓口で申し込みください。  
※郵送により申し込む場合は、ホームページをご覧ください。

※申込用紙は市民環境課窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▷申込締切日＝1月27日(金)※郵送の場合は必着

- ▷その他
- ・1世帯1区画のみ申し込みできます。
  - ・分骨した遺骨の納骨の申し込みはできません。
  - ・同一区画に複数の申し込みがあった場合は、抽選で使用者を決定します。
  - ・使用料は、使用許可時に納付してください。

### ■長谷堂墓地

区画番号	面積	使用料	管理料(年間)
C区O-21号	4㎡	16,000円	800円
E区O-16号	4㎡	16,000円	800円
F区O-11号	4㎡	16,000円	800円
F区O-18号	4㎡	16,000円	800円
F区O-51号	4㎡	16,000円	800円

▷問い合わせ＝市役所☎0192②3111